

**簡易評価型プロポーザル提案書評価要領**  
**(統一的な基準による地方公会計整備支援業務委託)**

**1 目的**

この要領は、簡易評価型プロポーザル方式により委託業者を決定する場合における提案書の評価方法について、必要な事項を定めることを目的とする。

**2 事業者の選考**

- (1) 提案書の評価及び事業者の選考は、選考委員会を設置して行う。
- (2) 選考委員会の委員は別に定め、財務部財政課が庶務を行う。
- (3) 選考委員会は、提案書の提出者かつプレゼンテーション参加者の中から、最も優秀で本市の要求にあった事業者1社を選考する。

**3 選考方法**

- (1) 提案書の記述が要件を満たしていない者は失格とする。
- (2) 提案書のプレゼンテーションは、各事業者2人以内、準備・片付け各5分間、20分間の持ち時間で提案書に基づいたプレゼンテーションを行い、質疑応答を15分間行う。
- (3) 提案書の記述項目及びプレゼンテーションの内容に関して、選考評価基準を基に各委員が採点する。
- (4) 各委員の評価点を平均して算出したもの(小数点第2位を四捨五入)を事業者の評価点とし、評価点の最も高い事業者を最優秀者として決定する。
- (5) 評価点が同点となった場合は、各委員による無記名の選考投票で過半数を超えた事業者を最優秀者として決定する。1回目の投票で過半数を超える事業者がない場合は、最多投票数の事業者と次点の事業者で決選投票を行い、決定する。

**4 選考評価基準**

評価項目	配点
1 業務実績等について	30点
業務履行に十分な体制になっているか。	
本業務と同等又は類似業務における十分な実績があるか。	
見積金額は妥当か。	
2 提案書の作り方、プレゼンテーションについて	30点
提案書は見やすく、かつ説得力があるものになっているか。 要領を得たわかりやすい説明になっているか。質疑への応答は適切であるか。	
3 提案内容について	90点
固定資産台帳の整備、管理及び更新に係る提案内容が、効率的かつ実現可能か。	
新財務書類作成に係る提案内容が、効率的かつ実現可能か。	
新財務書類の分析・活用支援に係る提案内容が、効率的かつ実現可能か。	
提案内容全般について、独自性があり、今後の取組みが期待できるか。	
スケジュールは、現実的に無理がなく、かつ作業の効率化が期待できるか。	
総合評価(得点の合計)	150点

※ 「新財務書類」とは、統一的な基準による財務書類等のこと。